



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所	配布日時	平成31年3月18日 14時00分
資料配布		

件名	想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域等の公表 【淀川水系瀬田川】 ～的確な避難行動につながる防災情報の周知～
----	--

概要	<p>国土交通省では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、関係機関と連携して、ハード・ソフト一体となった減災の取組を進めているところです。</p> <p>減災の取組の一環として、市長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難に役立つよう、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を公表します。</p> <p><公表水系・河川> 淀川水系【瀬田川(洗堰より上流区間)】</p>
----	--

取扱い	平成31年3月19日10時以降
-----	-----------------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 滋賀県政記者クラブ
------	------------------------------

問合せ先	<p><洪水浸水想定区域図等に関する全般について> 近畿地方整備局 河川部 水災害予報センター 水災害対策専門官 林 貴宏(内線 3852) TEL 06-6942-1141(代表) / TEL 06-6944-8853(直通)</p> <p><瀬田川の洪水浸水想定区域図等について> 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 副所長 小谷 敏文(内線 204) 調査課長 北川 眞一(内線 351) TEL 077-546-0844(代表)</p>
------	---

洪水浸水想定区域等の公表について

平成 27 年の水防法改正を踏まえ、これまで公表していましたが洪水浸水想定区域¹を見直しました。

今回の公表では、想定最大規模洪水により浸水が想定される区域と深さに加え、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示した家屋倒壊等氾濫想定区域²も公表します。これらの情報により、市長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難の取り組みが一層進むことが期待されます。

洪水浸水想定区域等は、浸水区域に含まれる市に通知し、当該市においては今後「早期の立退き避難が必要な区域」を示した洪水ハザードマップを作成することになります。

洪水浸水想定区域等をご覧になるには、3月19日10時より下表の縦覧箇所及びホームページで公表しますので、ご参照下さい。

1 洪水浸水想定区域とは

水防法第 14 条第 1 項の規定により、対象とする河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。平成 27 年水防法改正では、洪水浸水想定区域の前提となる降雨を想定最大規模の降雨とし、全国の河川で見直しが行われています。

2 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

一定の条件下において、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。

縦覧箇所 ・ ホームページ掲載箇所

淀川水系瀬田川

【縦覧】近畿地方整備局 河川部 水災害予報センター
近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所

【ホームページ】<https://www.kkr.mlit.go.jp/biwako/index.php>
(琵琶湖河川事務所ホームページ)